

平成十一年農林水産省令第三十一号

持續的養殖生產確保法施行規則

持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第二条第二項、第四条第二項第五号並びに第六条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、持続的養殖生産確保法施行規則を次のように定める。



|           |   |                   |  |
|-----------|---|-------------------|--|
| てながえび科えび類 | とこぶし<br>ふくとこぶし<br>えぞあわび<br>くろあわび<br>まだかあわび<br>めがいあわび<br>まがき属かき類<br>ほたてがい<br>まぼや | (漁場改善計画において定める事項) | アワビヘルペスウイルス感染症   |
|           |   | （漁場改善計画の認定申請手続等）  | カキヘルペスウイルス1型変異株感染症（ <i>var</i> に限る。）<br>パーキンサス・クグワディ感染症<br>マボヤの被囊軟化症 |

**第二条** 法第四条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 養殖漁場の調査手法に関する事項
- 二 漁場改善計画を変更する場合の手続
- 三 その他必要な事項

**（漁場改善計画の認定申請手続等）**  
**第三条** 法第四条第一項の規定により漁場改善計画の認定を受けようとする漁業協同組合等（同項に規定する漁業協同組合等をいう。以下同じ。）は、申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 漁場改善計画を作成した漁業協同組合等の氏名（法人又は漁業を営む者の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 漁場改善計画の対象となる水域における漁業権又は入漁権ごと及び養殖水産動植物の種類ごとに得るものとする。

**第四条** 法第六条第一項の同意は、書面により得るものとする。この場合において、認定漁場改善計画を作成した漁業協同組合連合会は、同項の特定組合員所属組合に、その直接又は間接の構成員たる同条第一項の特定組合員の三分の二以上の書面による同意を得ていることを証する書面を添付しなければならない。

**（同意の手続）**  
3 第一項の規定は、前項後段の規定による書面による同意について準用する。  
(特定疾病的発生の届出の手続)

**第四条の二** 法第七条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならない。

- 一 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 養殖水産動植物がかかり、又はかかるつている疑いがある特定疾病的種類

**第四条の三** 法第七条の二第三項の規定による報告及び通報は、前条の届出事項につき、文書又は口頭でしなければならない。

**（消毒の対象物品）**  
(消毒の対象物品)

**第五条** 法第八条第一項第四号の農林水産省令で定める物品は、次のとおりとする。

**（特定疾病的発生の報告及び通報の手続）**

六 その他参考となるべき事項

**第六条** 法第八条第二項（法第九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び通報は、次に掲げる事項につき、遅滞なく、文書でしなければならない。

**（養殖水産動植物の移動制限等に係る報告及び通報の手続）**  
(養殖水産動植物の移動制限等に係る報告及び通報の手續)

- 一 養殖の用に供する施設又は器具
- 二 養殖水産動植物の容器包装（当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であつて当該養殖水産動植物でないものを含む。）
- 三 特定疾病的病原体に触れ、又は触れたおそれのある者の被服
- 四 その他特定疾病的病原体が付着し、又は付着しているおそれのある物品

- 二 対象となつた養殖水産動植物の所在地  
三 命令を発した年月日  
四 命令の内容並びにその実施状況及び実施の結果  
五 その他参考となるべき事項  
(証明書の様式)

**第六条の二** 法第九条の三の証明書の様式は、別記様式第一号によるものとする。

(身分証明書の様式)

**第七条** 法第十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第二号によるものとする。

**第八条** 法第十二条の規定により報告を求める場合には、第三号の提出期限の十五日前までに次に掲げる事項を記載した報告請求書を交付してしなければならない。ただし、都道府県知事が五十人を超える者から報告を求めようとするときは、次に掲げる事項及び報告すべき者の範囲を告示するとともに、適当な場所に掲示して、報告請求書の交付に代えることができる。

- 一 実施の目的
- 二 報告すべき事項
- 三 報告書の提出期限
- 四 その他必要な事項

(新疾病の発生の届出の手続)

**第九条** 法第十二条の規定による届出は、次に掲げる事項につき、遅滞なく、文書又は口頭でしなければならない。

- 一 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 疾病の病状
- 三 養殖水産動植物の種類
- 四 疾病が発生した場所
- 五 疾病の発見の年月日時及び疾病の発見時の状態
- 六 既に講じた措置又は講じようとする措置の内容
- 七 その他参考となるべき事項

#### 附 則

この省令は、法の施行の日（平成十一年五月二十一日）から施行する。

#### 附 則（平成一九年一月二一日農林水産省令第七六号）

この省令は、持続的養殖生産確保法の一部の施行の日（平成十一年十一月十九日）から施行する。

#### 附 則（平成一五年六月三〇日農林水産省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成一七年一〇月五日農林水産省令第一〇九号）

この省令は、水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十六号）の施行の日（平成十七年十月二十日）から施行する。

#### 附 則（平成一九年二月二日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第一 条

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の持続的養殖生産確保法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の持続的養殖生産確保法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 附 則（平成二八年一月二十七日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### 附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

(施行期日)  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年一二月二日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

## 別記様式第一号（第六条の二関係）

一

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 第<br>号   | 検<br>査<br>証<br>明<br>書 |
| 1 所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所<br>2 養殖水産動植物の種類及び数量<br>3 養殖水産動植物の所在地<br>4 検査の目的<br>5 実施年月日<br>6 実施者氏名<br>7 検査の結果<br><p style="text-align: center;">上記の養殖水産動植物について、持続的養殖生産確保法第7条の2第2項の検査（第9条の2第1項の検査）</p> |                       |
| 年 月 日<br>都道府県知事 氏 名  |                       |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

二

|  |  |
|--|--|
| 第<br>号   | 注<br>射<br>(薬<br>浴、<br>投<br>薬)<br>証<br>明<br>書 |
| 1 所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所<br>2 養殖水産動植物の種類及び数量<br>3 養殖水産動植物の所在地<br>4 注射（薬浴、投薬）の目的<br>5 実施年月日<br>6 実施者氏名<br>7 注射（薬浴、投薬）の内容<br>(1) 実施数量<br>(2) ワクチン又は薬品の名称<br>(3) 用法及び用量<br><p style="text-align: center;">上記の養殖水産動植物について、持続的養殖生産確保法第9条の2第1項の注射（薬浴、投薬）を実施したことを証明する。</p> |  |
| 年 月 日<br>都道府県知事 氏 名  |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別記様式第二号（第七条関係）

## (表面)

|                 |   |           |
|-----------------|---|-----------|
| 第 号             | 持続的養殖生産確保法第10条第1項の規定により立入検査等をする職員の身分証明書 |           |
|                 | 職 名 (魚類防疫員にあたっては、その旨)                   |           |
|                 | 氏 名                                     |           |
|                 | 生年月日                                    |           |
| 写 真             |   | 年 月 日発行   |
|                 |   | 年 月 日限り有効 |
| 都道府県知事 (農林水産大臣) |   |           |

## (裏面)

## 持続的養殖生産確保法（抄）

第10条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるとときは、その職員に養殖漁場その他養殖水産動植物の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所に立ち入り、養殖水産動植物その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、養殖水産動植物その他の物を集取させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第10条第1項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 (略)

備考

- ・用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

- ・魚類防疫員にあたっては、裏面に法第13条第1項の規定も記載すること。